

令和5年度兵庫県営住宅の建物明渡等強制執行補助業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務の目的

兵庫県営住宅における建物明渡等の強制執行に係る補助業務（債務者との明渡交渉、住宅内の占有動産の搬出、鍵の解錠等）を委託することにより、円滑に建物の引渡しを受けることを目的とする。

(2) 委託業務の内容

県が申し立てた県営住宅の建物明渡等の強制執行に係る次の補助業務（詳細は別紙仕様書のとおり）を委託する。

- ア 執行官との日程調整
- イ 明渡催告補助
- ウ 債務者との明渡交渉
- エ 明渡断行補助
- オ その他、強制執行に関する業務の補助

(3) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 委託料

1件当たりの上限額（※）の範囲で、地域（神戸地方裁判所及び支部の管轄地域）ごとに事業者が提案した1件当たりの委託料に補助業務を実施した件数を乗じた額を支払う。

なお、無価値物の処理費用については、別途実費を支払うものとする。

ただし、明渡催告までに債務者が住宅を明け渡し、明渡催告を実施しなかった場合は、委託料は支払わないものとする。

※1件当たりの上限額

神戸地方裁判所本庁・明石、尼崎・伊丹、姫路・社・龍野支部管内	277,000円(税抜)
豊岡、柏原、洲本支部管内	348,000円(税抜)

(5) 発注予定件数

20件程度

(参考) 過去3年の申立件数

年度	本庁・明石		尼崎・伊丹		姫路・社・龍野			豊岡	柏原	洲本	計
	本庁	明石	尼崎	伊丹	姫路	社	龍野	豊岡	柏原	洲本	
R2	1	2	2	1	6	1	1	0	0	1	15
R3	4	6	5	1	5	1	0	0	1	0	23
R4	2	1	4	3	5	0	0	0	0	0	15

※神戸地方裁判所の本庁及び各支部の管轄地域（以下同じ。）

2 参加資格

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であつて、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。
- (3) 当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 参加表明書の提出日から企画提案書の提出期限までの間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 事業者の代表者又は役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者)が次の(ア)から(ウ)までに該当する者。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者
 - オ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに兵庫県税を滞納している者
 - カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - キ 事業者、事業者の代表者又は役員等が「暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)」に規定する次に掲げる者に該当すること。
 - (ア) 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員
 - (イ) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - ク 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、キに該当する者を受託者とする事

3 企画提案書等の提出方法及び受付担当部局

(1) 担当部局

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課訟務班

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-18-12 兵庫県公社館3階

TEL 078-341-7711(内線4773、4774)

FAX 078-230-8466

E-mail jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp

(2) 参加表明書(様式1)

ア 提出方法 郵送又は持参による

イ 提出期限 令和5年5月22日(月)午後5時(必着)

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

質問は、文書(様式は自由。ただし、規格はA4判とする。)により行うものとし、持参、

郵便、FAX又は電子メールのいずれかの方法により行うこととする。

イ 提出場所

上記3(1)

ウ 提出期限

令和5年5月22日(月) 午後5時(必着)

エ 質問に対する回答

質問への回答は、原則、公営住宅管理課のホームページ上で随時行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

ア 提出方法 10部(原本1部、写し9部)を郵送又は持参するものとする。

イ 提出期限 令和5年6月16日(金) 午後5時(必着)

4 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添様式2から様式7まで(すべてA4判)とする。

(2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書(表紙) (様式2)	事業者が記載し、以下の様式とともに提出する。
提案者概要(様式3)	
事業実施手法(様式4)	催告後の債務者との明渡交渉の方法、断行前の作業員及び運搬車両の手配等の準備内容、断行時の作業手順、個人情報保護の管理体制等について、具体的に記載すること 委託料については、1(4)の1件当たりの上限額を超えない範囲で、委託料を税抜価格で記載すること
事業実施体制(様式5)	実施体制図については、再委託する予定先を含めて記載すること
業務実績(様式6)	建物明渡強制執行に係る補助業務の実施年数及び直近5か年の業務実績を記載すること
各種許可状況(様式7)	事業実施に当たり、許可が必要な場合に記載すること。(様式にないもので、許可が必要なものがある場合は、追加して記載すること。)
その他(添付資料)	1 登記簿謄本又は住民票 (提案書提出日から3か月以内に発行されたもの) 2 直近の貸借対照表及損益計算書 3 提案書提出日から3か月以内に発行された ア 県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

	<p>(ア) 所管県税事務所が発行した納税証明書(県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないことがわかるもの)</p> <p>(イ) 所管税務署が発行した納税証明書(その3 未納税額のないことの証明)</p> <p>イ 県内に本支店、営業所又は事務所がない場合 所管税務署が発行した納税証明書(その3 未納税額のないことの証明)</p> <p>4 一般貨物自動車運送事業許可(及び第一種貨物利用運送事業登録)等を受けていることを証明する書類の写し</p> <p>5 その他会社概要、事業手法等が分かる資料</p>
--	--

(3) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

5 企画提案書の審査、特定及び通知

- (1) 審査は兵庫県営住宅の建物明渡等強制執行補助業務委託プロポーザル選定委員会が評価基準に基づき行い、企画提案書を特定する。
- (2) 企画提案書を特定するための評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
事業実施方法	<p>強制執行に伴う一連の業務を実施する場合に留意すべき事項を評価する。</p> <p>① 債務者との明渡交渉の方法や福祉事務所等との連携</p> <p>② 断行前における作業員及び運搬車両の手配を含めた準備内容</p> <p>③ 断行時における占有動産の搬出の作業手順等</p> <p>④ 個人情報保護に関する管理体制</p> <p>⑤ 費用(委託料)</p>
事業実施体制	<p>事業実施体制について、以下の着目点により総合的に評価する。</p> <p>① 実施体制及び当業務に係る業務責任者等の業務経験年数</p> <p>② 提案者の規模、財務状況等</p>
業務実績	<p>提案者の業務実績について、以下の着目点により総合的に評価する。</p> <p>① 過去5年の建物明渡強制執行に係る補助業務の件数</p> <p>② 裁判所の一管轄区域において実施した強制執行補助業務(建物明渡の断行に限る)の1日あたりの最大件数</p>

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書提出者全てに対して書面で通知する。

6 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書提出後、企画提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (2) ヒアリングを行う場合、日時等は別途通知する。

7 その他の留意事項

- (1) 業務委託契約は、本県、事業者間で締結する。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) この要項に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に準ずる。